

議会広報調査特別委員会設置に関する決議

次のとおり議会広報調査特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名 称 議会広報調査特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条及び嘉手納町議会委員会条例（昭和62年条例第16号）第5条
- 3 目 的 議会広報の編集及び発行に関する調査
- 4 委員の定数 6人
- 5 調査期限 調査終了まで閉会中もなお調査を行うことができる。

（提案理由）

議会広報は議会と住民を結ぶ掛け橋であり、議会の審議・活動状況を広く住民に知らせる重要な役割を担っている。この議会広報の充実強化を図り、編集委員として十分な活動ができるようにするため、地方自治法上の根拠を有する「議会広報調査特別委員会」を設置する。